

保有個人情報の開示請求に係る手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）における「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく手数料に関し定めることを目的とする。

(手数料の額及び納付の方法等)

第2条 法第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）

の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき300円とする。

2 前項の手数料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付するものとする。

一 研究所が指定する銀行口座への振込みによる納付

二 研究所への現金書留の郵送による納付

三 現金による納付（開示請求者が研究所に直接来所した場合に限る。）

3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第1項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合体をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

4 開示請求に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。